



### 3 令和4年度「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施予定自治体の事業実施構想について（報告）

令和4年4月19日

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施予定自治体（令和4年4月19日時点）

## 【テーマ①】

地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

### （実施予定自治体） 2自治体

静岡県、取手市

## 【テーマ②】

簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

### （実施予定自治体） 5自治体

長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町

## 【テーマ③】

寄付等の活用や、虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県の機能を強化する取組

### （実施予定自治体） 1自治体

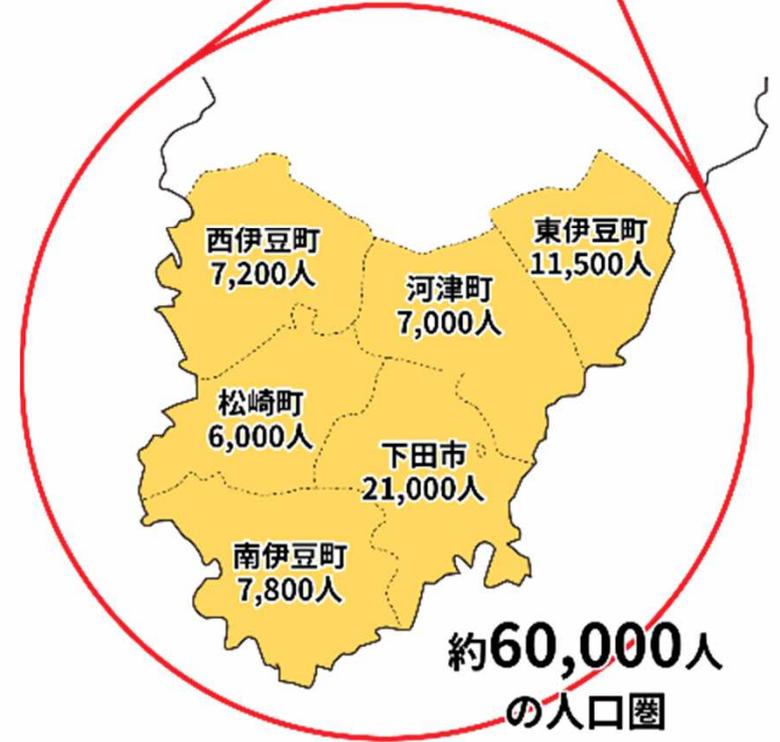
長野県



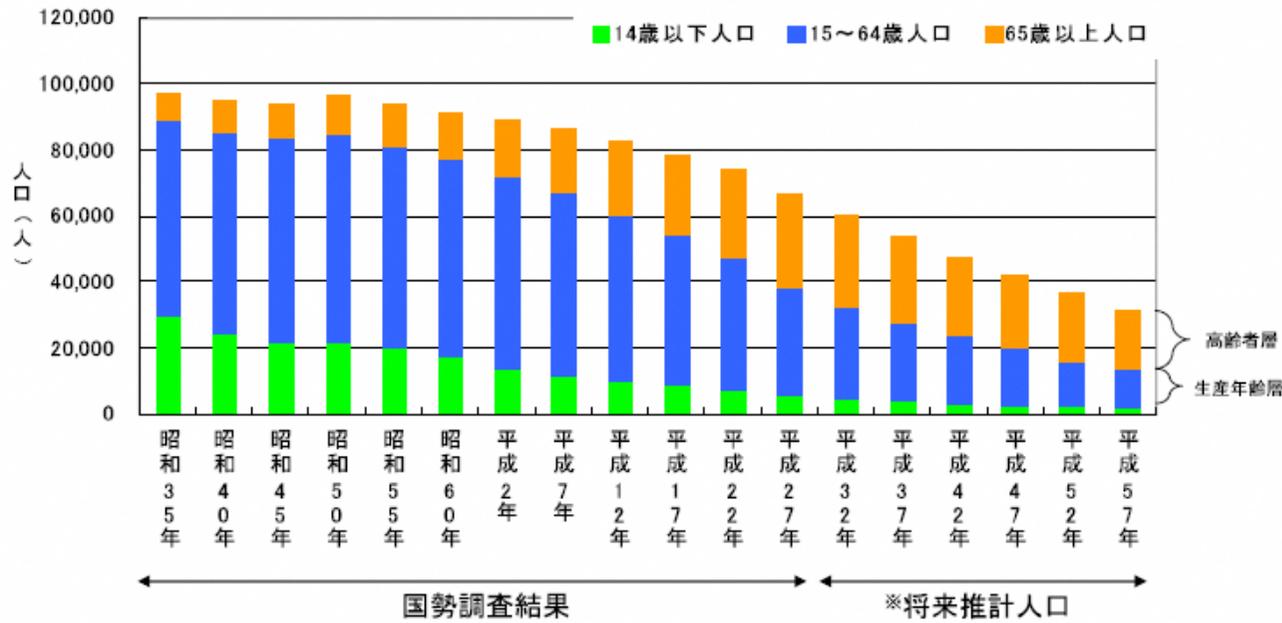
静岡県における  
**持続可能な  
権利擁護支援モデル事業**  
について

- 静岡県福祉長寿局地域福祉課
- 静岡県社会福祉協議会

# 対象地域は賀茂地区1市5町



＜賀茂地域内人口と年齢3区分別人口割合の推移＞

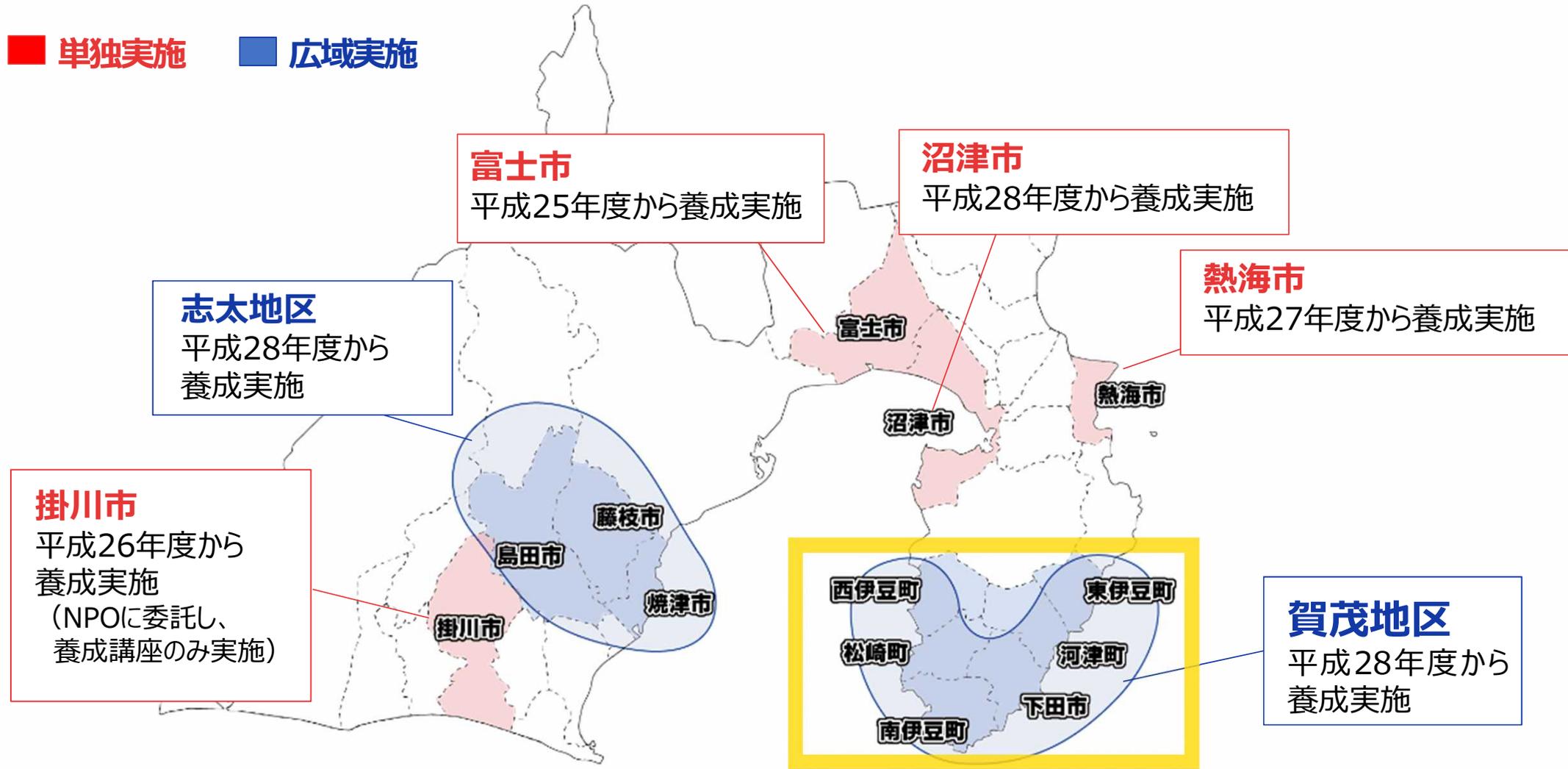


※ 国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年)の推計結果



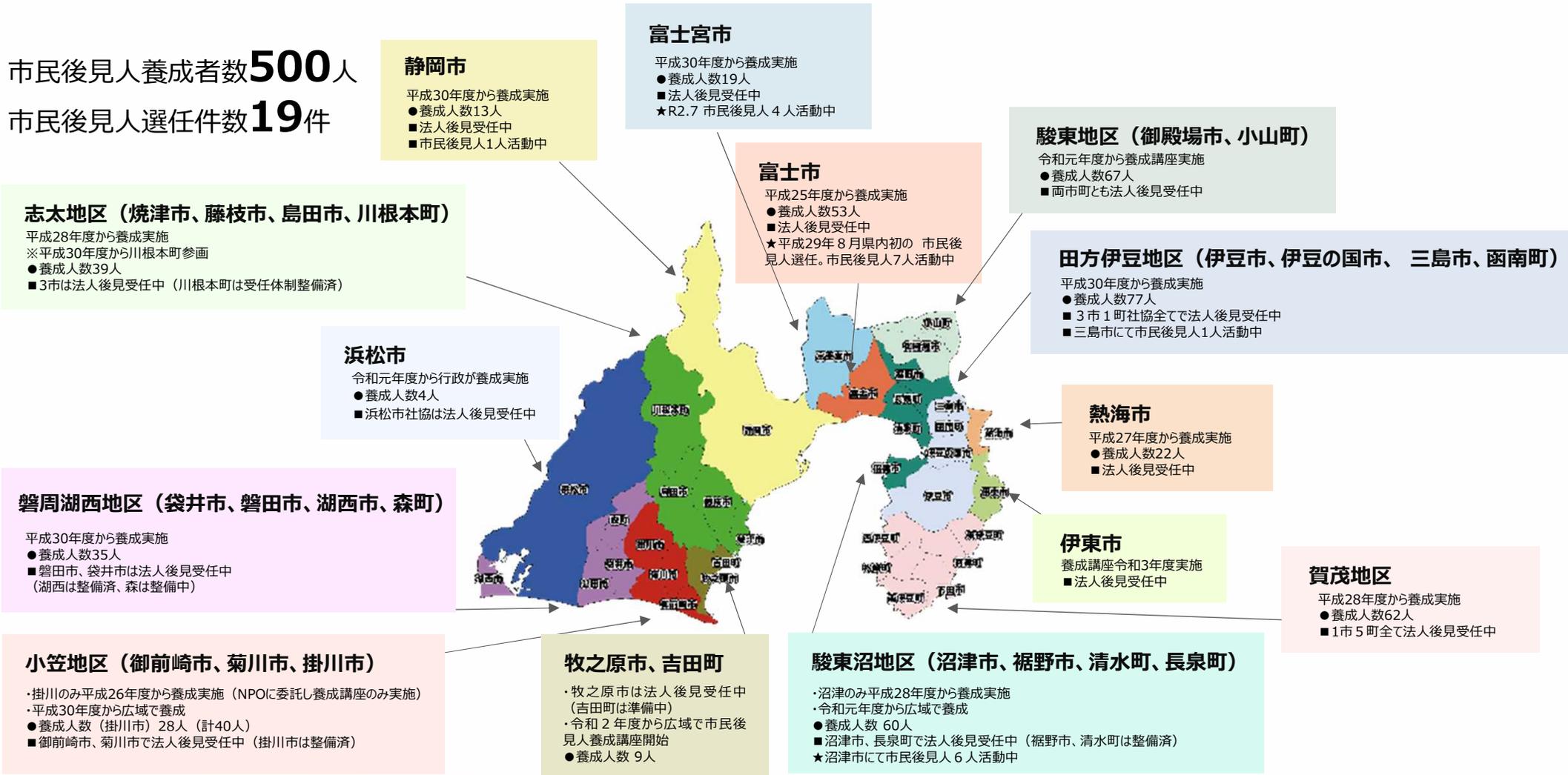
# 市民後見人養成は静岡県内では先駆的に実施

■ 単独実施 ■ 広域実施



# 静岡県内の市民後見人養成及び法人後見の取組状況 (令和4年3月末時点)

市民後見人養成者数 **500**人  
市民後見人選任件数 **19**件



## 賀茂地区の社会 福祉協議会の声

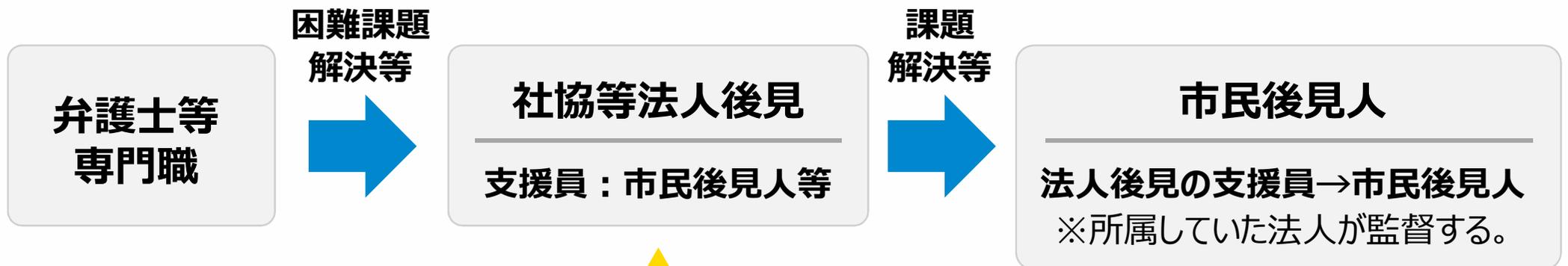
- 子ども世代が地域外に出て行ってしまったため  
家族相互補完機能が低下
- 高齢化がピークを迎えており、認知力が低  
下する高齢者も相対的に増加
- 専門職後見人の数が圧倒的に足りない
- 地域の共通認識として後見人不足は明確

## 対応として

令和4年度国モデル事業を実施し、  
賀茂地域の社会福祉法人等を新たな法人後見の担い手として育成する。

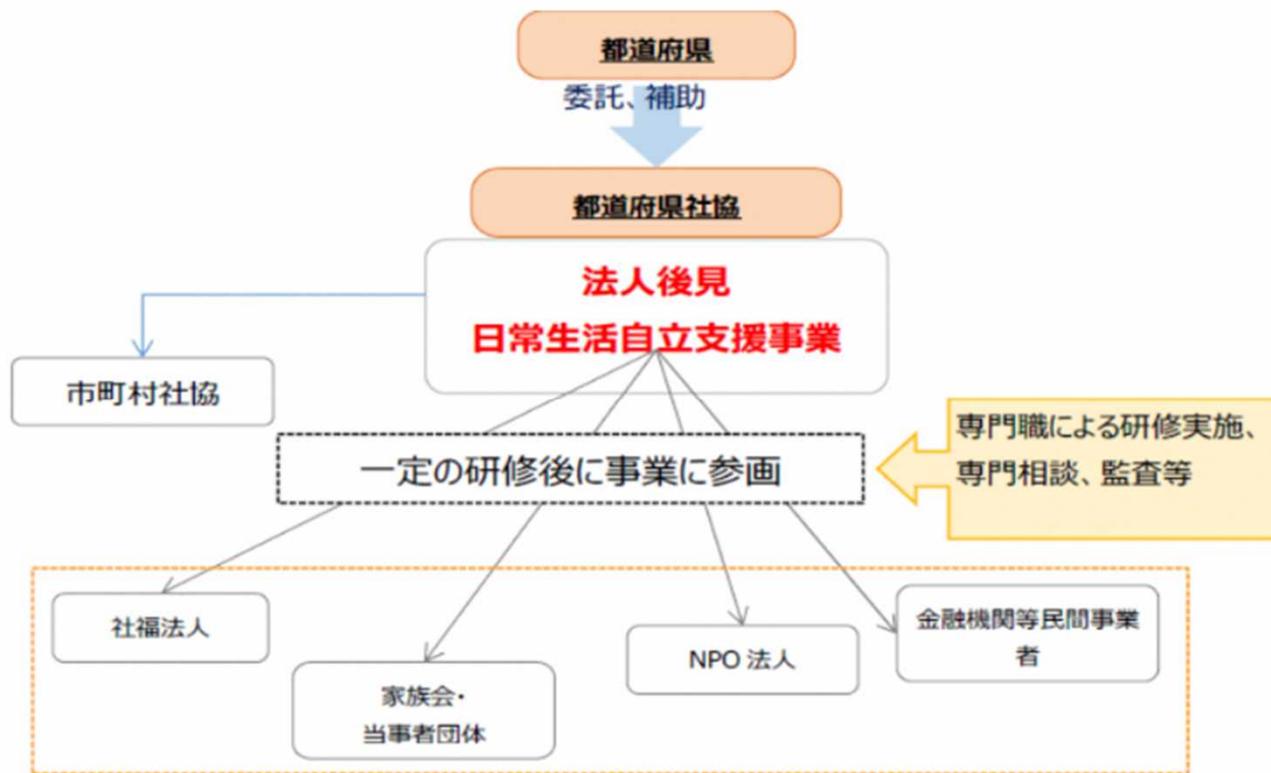
家庭裁判所及び専門職団体等を含めて受任調整を行うことで、成年後見人のリレーのしくみを整備し、利用者の増加が見込まれる成年後見制度の担い手の確保と利用促進を図る。

### 家庭裁判所が推奨する成年後見人のリレー



賀茂地区では弁護士等から社協法人後見へのリレーが既に行われている。

地域連携ネットワークにおいて、  
民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組



## 対応として

自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

法人後見の養成と活動支援事業は、初年度の令和4年度に賀茂地域の社会福祉法人等のネットワークを通じて、権利擁護支援事業の受託可能な法人の調査、募集を行い、応募のあった法人への法人後見養成研修を実施する。

## 事業実施計画

	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>(1) 養成</b>	事前調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの把握（受託可能な法人の調査等）</li> </ul>		
	企画・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との検討会（活動支援、連携、受任・交替のあり方）</li> </ul>		
	養成研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知・PR</li> <li>研修プログラム作成</li> <li>研修実施（全般）</li> </ul>		
	登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>修了者登録</li> <li>データ管理</li> </ul>		
<b>(2) 活動</b>	受任調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>受任調整準備→家庭裁判所や専門職団体と選任の際の考慮要素・受任や交代イメージを共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受任調整</li> </ul>	
	活動支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル等の整備</li> <li>専門相談の実施</li> <li>後見活動の支援</li> <li>連絡体制の整備</li> </ul>	
<b>(3) 運営</b>	事業運営			<ul style="list-style-type: none"> <li>検討会議運営</li> <li>他地域への事業展開</li> <li>事業の評価、検討</li> </ul>
備考	モデル地域（賀茂地域）で事業を実施する。賀茂地域では2団体以上の養成を目指す。			

**ご清聴ありがとうございました。**



とりで利根川大花火

持続可能な権利擁護支援モデル事業  
実施自治体説明会

令和4年4月19日(火)



# 茨城県取手市

## <総人口10万人程度、高齢化率35%>



利根川・小堀の渡し

茨城県取手市高齢福祉課  
寺崎 邦秀



# 中核機関の体制、関係機関との連携

## 1. 中核機関の設置

⇒令和2年4月

## 2. 中核機関の運営形態

⇒行政（高齢福祉課及び障害福祉課）及び社会福祉協議会による共同設置（一部委託）

## 3. 成年後見制度利用促進基本計画の単独策定

⇒令和2年4月（令和2年度から4年度までの3カ年計画）

※なお、第8期介護保険事業計画及び第6期障害福祉計画にも利用促進基本計画の取組みの概要を記載している

# 成年後見制度利用促進で活用している財源及び役割（イメージ図）

取手市

## 中核機関（令和2年4月設置）

<職員体制>

- 高齢福祉課（4名兼務）
- 障害福祉課（2名兼務）

### 【成年後見制度利用促進体制整備事業】 （生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

- 適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組
- 後見人の専門的バックアップ体制の強化
- 先駆的取組の推進

- ・ 広報機能
- ・ 相談機能
- ・ 利用促進機能（受任調整）
- ・ 後見人支援機能

### 【普通交付税】

（標準団体10万人規模：約300万円）  
※中核機関設置運営費及び市町村計画策定費

### ・成年後見制度利用支援事業

- <高齢者>  
（地域支援事業費交付金）
- <障害者>  
（地域生活支援事業費等補助金）

### ・地域包括支援センター運営費

- ・ 権利擁護事業
- ・ 地域ケア会議推進事業
- <高齢者>  
（地域支援事業費交付金）

一般会計・介護保険特別会計

一部委託

委託

補助

社協

<職員体制>

- 2名兼務（正規）
- 2名兼務（非常勤）

## 成年後見サポートセンター （平成28年4月設置）

## 中核機関 （令和2年4月設置）

・法人後見

・広報機能  
・相談機能

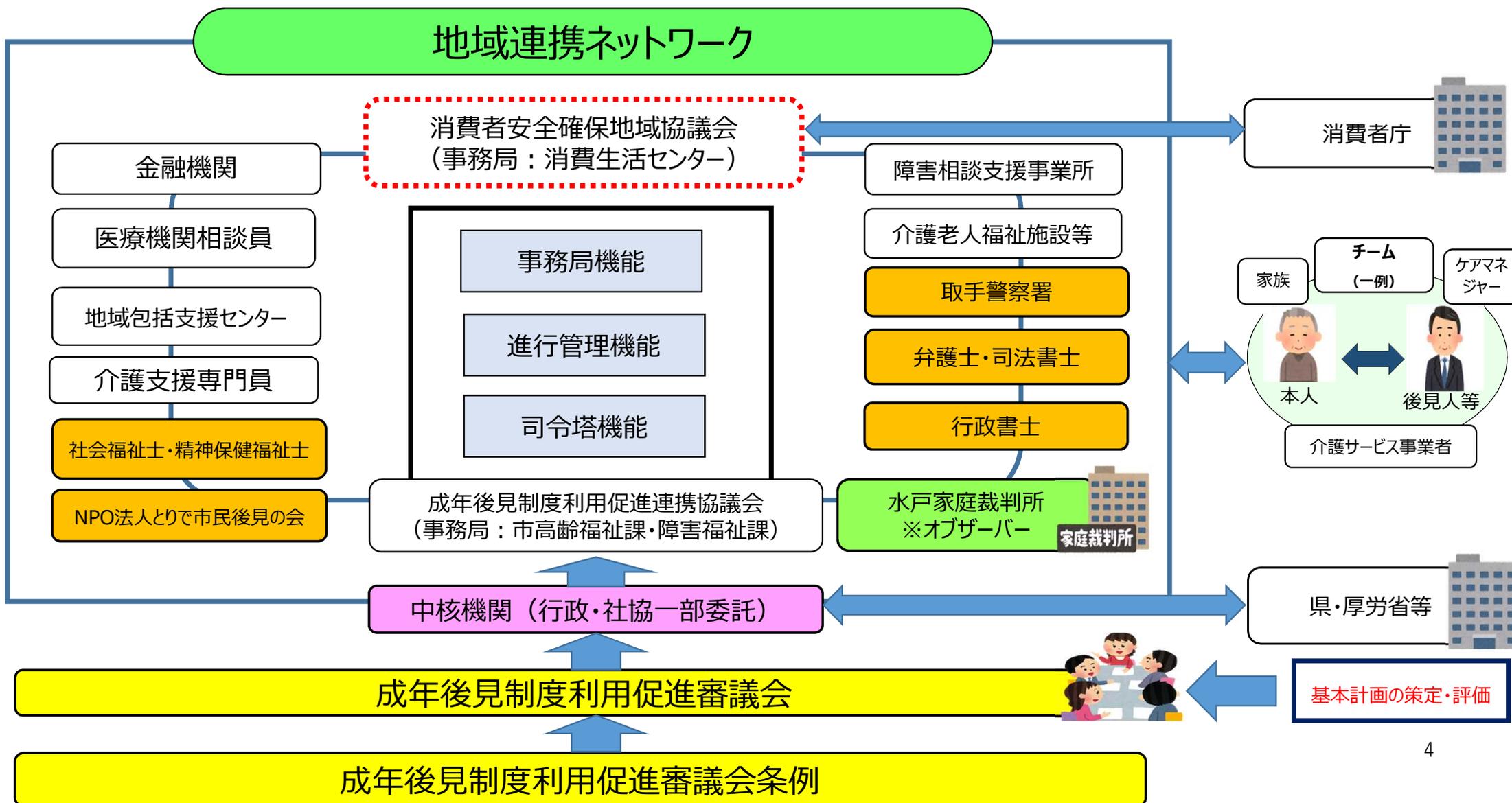
## 地域包括支援センター

・広報機能  
・相談機能

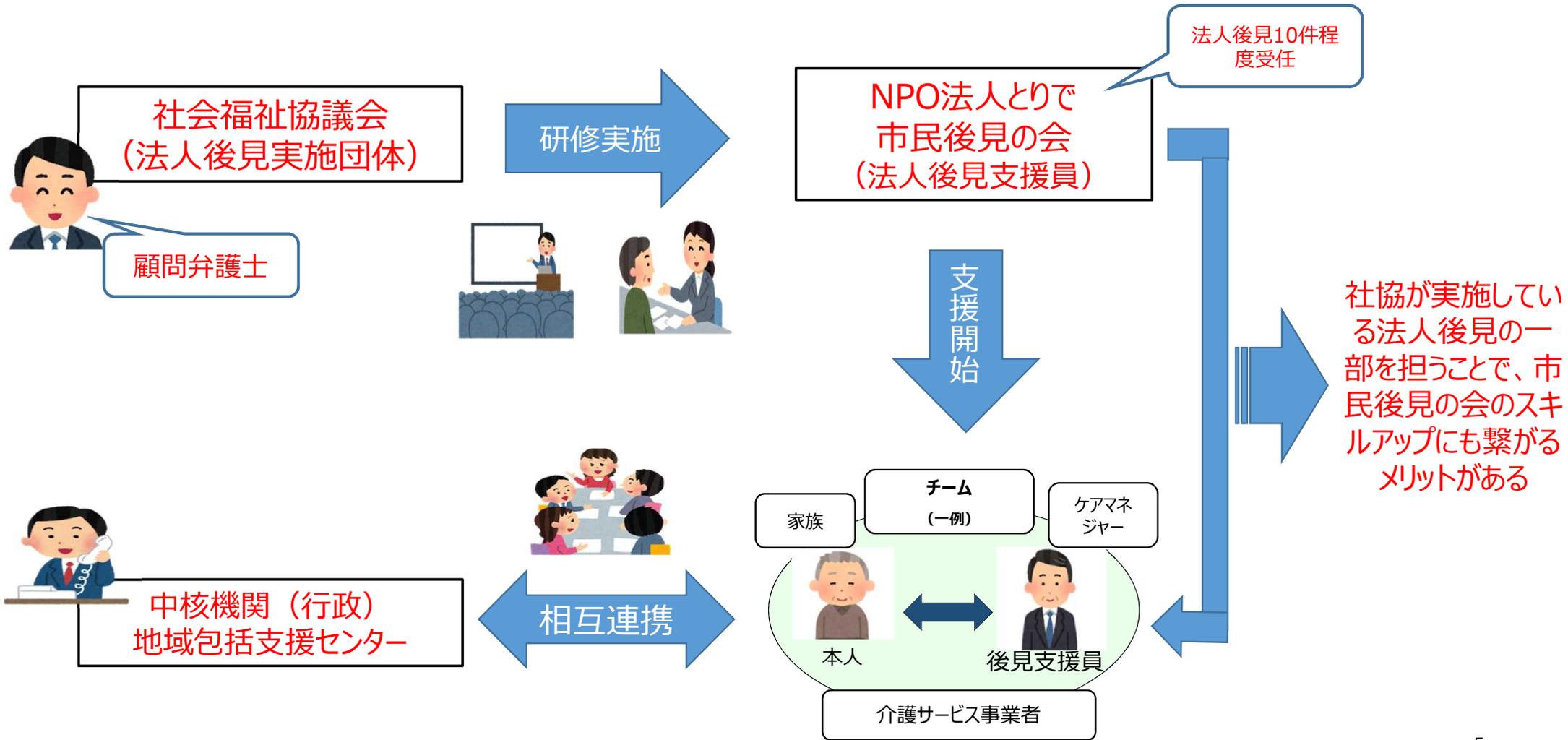
・法人後見  
・支援員育成

NPO法人とりで市民後見の会

# 取手市における成年後見制度利用促進ネットワーク（イメージ図）



# 「NPO法人とりで市民後見の会」の権利擁護支援参画イメージ図

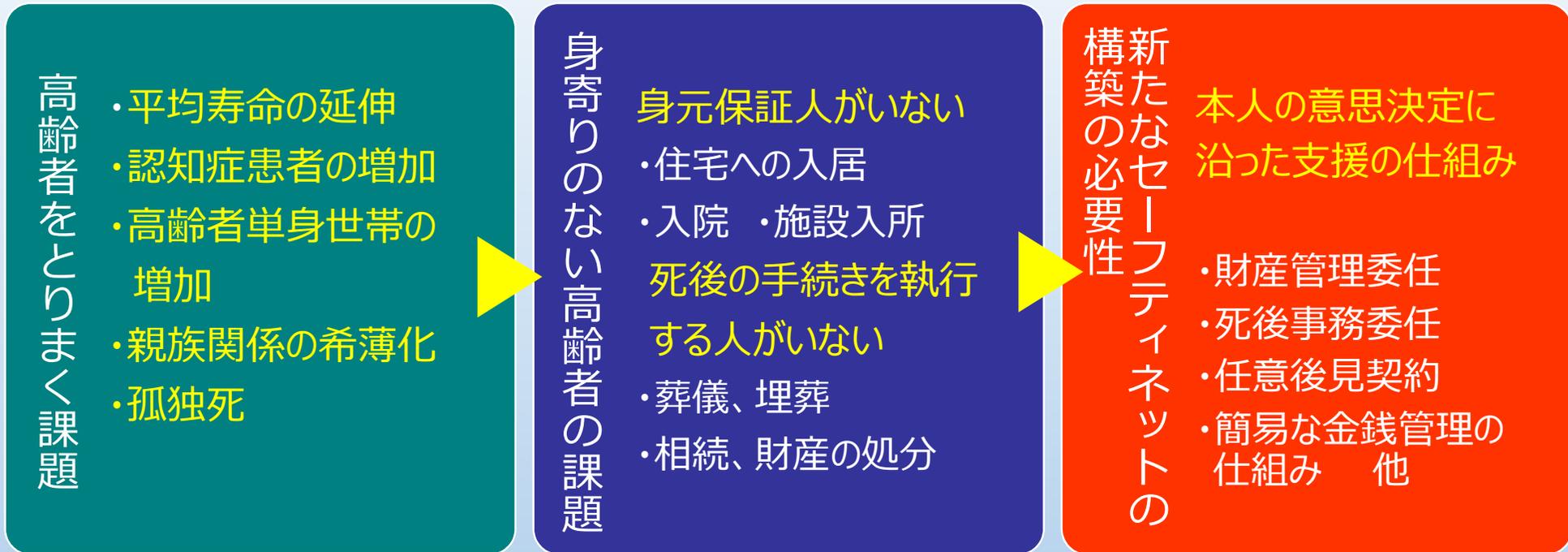


# 令和4年度 持続可能な権利擁護支援モデル事業 「おひとりさま」あんしんサポート事業の概要

令和4年4月

長野市保健福祉部地域包括ケア推進課

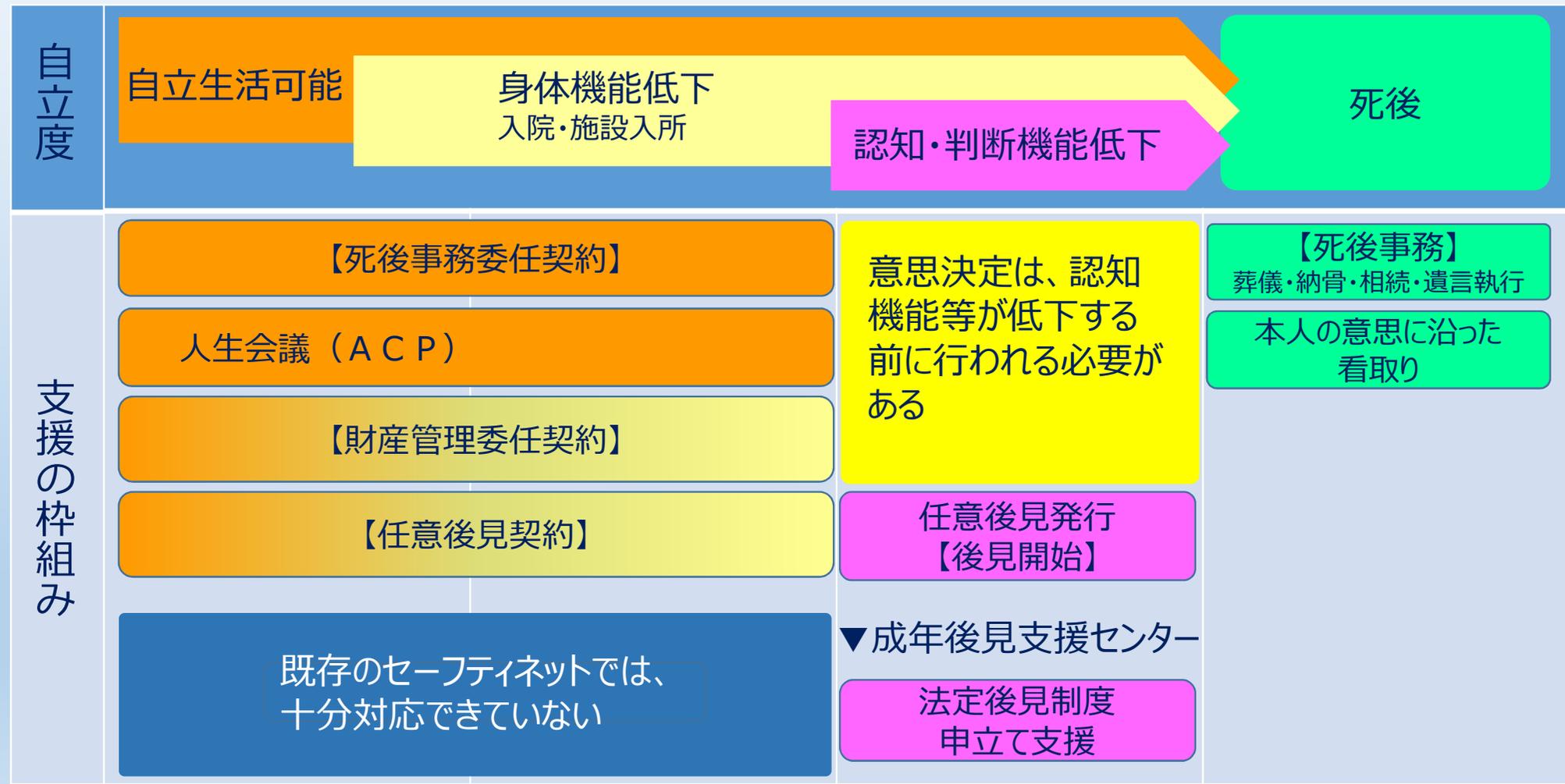
## 【 背景 ・ 課題 】



## 【 事業目的 】

「身寄りのない高齢者」等の相談に対応する公的窓口を成年後見支援センターに併設し、任意後見その他の適切な権利擁護支援につなぐことで、高齢者が安心して生活できる権利を守る

# 自立度に応じた支援の枠組み



## 「おひとりさま」あんしんサポート事業 これまでの経緯

令和2年7月31日 ▶長野市地域包括支援センター運営協議会（長野市ケア会議）において「身寄りのない高齢者の施設入所等の身元保証に関する問題」が提起される

令和2年8月4日 ▶長野市における身元保証等に関する高齢者の問題解決のための支援制度を検討 ⇒事業化に向けて市長ヒアリング実施

令和3年2月18日 ▶長野市地域包括支援センター運営協議会に事業概要を説明、経過を報告

令和3年4月1日 ▶事業要綱施行、長野市社会福祉協議会と業務委託契約を締結

令和3年10月1日 ▶「おひとりさま」あんしんサポート相談室を開設

令和4年4月1日 ▶相談室人員を1.5人から3人に増員 ⇒モデル事業に対応する体制を構築

# 「おひとりさま」 あんしんサポート相談室

頼れる親族もいない、  
もしもの事が起きたら  
不安…

自分が  
亡くなった後は  
どうなる？

一緒に考えて  
みませんか？



長野市に  
令和3年10月  
開設しました

長野市においても、少子高齢化が進み、近くに頼れる家族や親族等がない、いわゆる身寄りのない「おひとりさま」が増えています。当相談室は、おひとりでは解決が難しい様々な困りごとの相談をお受けし一緒に考えます。必要なサービスや支援機関等につなげ、困りごと・不安解消のお手伝いをしていきます。

安心して暮らせる地域を目指し、専門の職員が相談に応じます。

「おひとりさま」あんしんサポート相談室  
TEL.026-219-5115

〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町1714-5  
長野市ふれあい福祉センター2F  
社会福祉法人 長野市社会福祉協議会  
(長野市権利擁護センター内)

時間 8:30 ~ 17:15

\*時間によっては、折り返しのご連絡となる場合があります。

相談日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く)

\*来所、訪問による相談をご希望の場合は、可能な限り事前予約をお願いします。

費用 無料

Webからは……

右記の二次元バーコードへアクセスし、本会のウェブサイトのお問合せフォームからお問合せください。



お気軽に  
ご相談  
ください。



長野市権利擁護センター「おひとりさま」あんしんサポート相談室では、いわゆる「おひとりさま」の困りごとや、将来への不安、任意後見制度活用など総合的な相談に対応しています。

### 包括的相談支援

将来の心配事や不安に関する相談、必要な支援先への紹介・連携支援

### 地域づくり支援

安心して入院・入居できるガイドライン作り(市内関係機関の連携システム構築)

### 参加・仲間づくり

顔の見える関係づくり、仲間づくりの場の提供

「おひとりさま」あんしんサポート相談室では  
いわゆる身寄りのない「おひとりさま」の  
つぎのような心配や不安と一緒に考えます

自身の今後に備え、  
あらかじめ制度の事を  
知っておきたい。

今は元気で一人暮らしができていたが、  
ひとり身で親族がいない。  
将来、介護施設に入る際や自身で財産の  
管理ができなくなったときに備えるため、  
何らかの制度が使えるのを知りたい。

一人暮らしで急な入院が  
必要になったとき、  
頼める人もいないし、  
手続き等が不安…



どうしたら  
いいだろう？

義理の伯父が一人で暮らしている。  
他に親戚もなく何かと頼りにされて  
支援をしているが、これ以上はとて  
できない。今後を考えると不安…

一人で  
考えるのは  
不安だわ。



自分が亡くなった  
後のことを  
頼める人がいない…

自分が亡くなった後、  
様々な届けや手続きがあるが、  
誰にやらしてもらえばいいのかが、  
考えると心配…

相続や遺言、不動産、家財処分等、  
自分が亡くなった後のことを  
相談したり、頼める人がいない…

### 「おひとりさま」あんしんサポート相談室 案内図

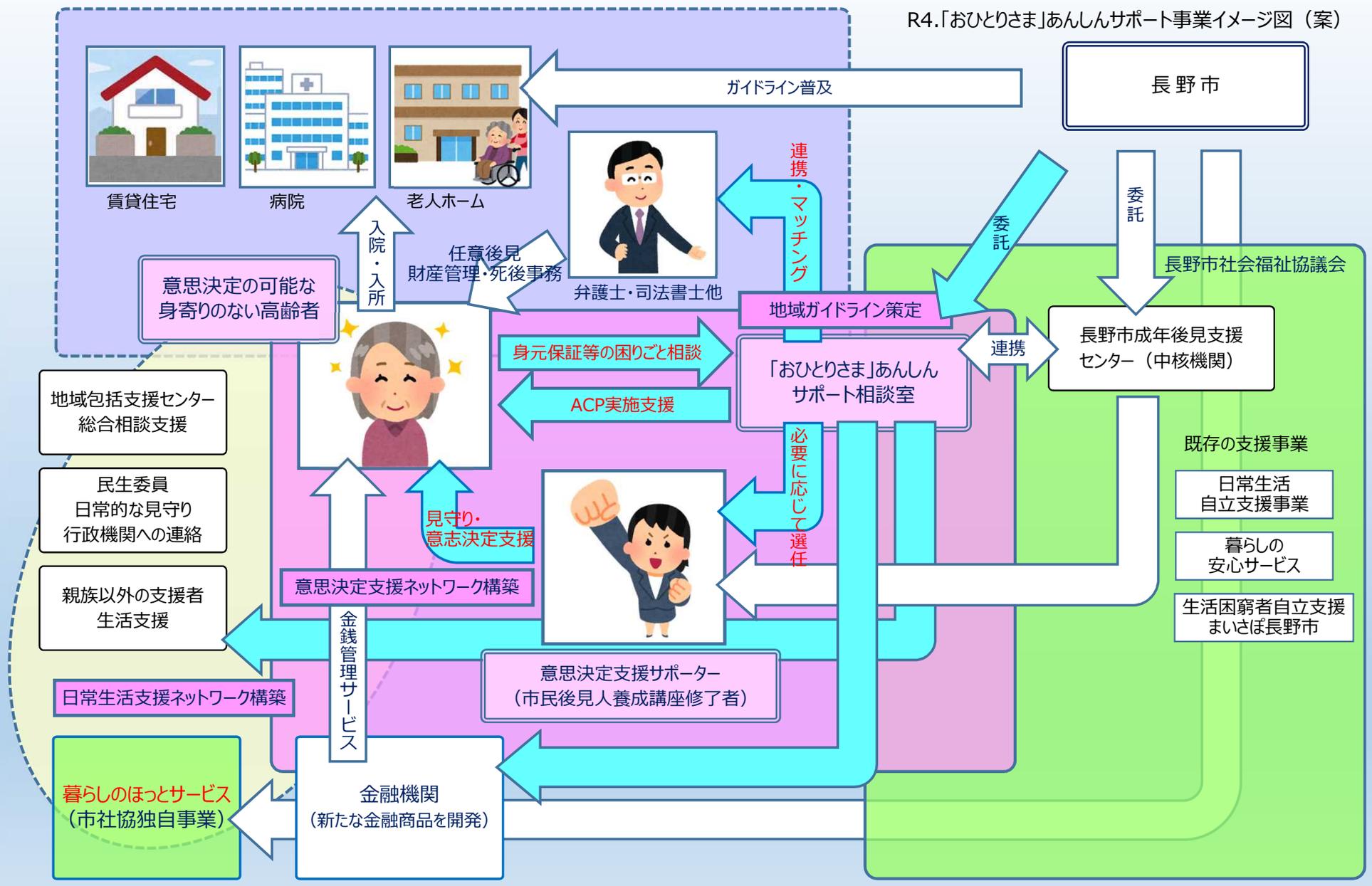


### 公共交通機関 ご利用の場合

電車 JR長野駅から  
■長野電鉄長野駅から乗車(市役所前駅にはA特急は停車しません)  
「市役所前駅」で下車、「市役所前駅」交差点から国道19号(昭和通り)を緑町方面へ進む(乗車時間約1分、徒歩約5分、約300m)

バス 長野駅から  
4番乗り場(駅前ロータリー)より乗車  
■アルピコ交通 [45]北星鳥行き、[46]大島東団地行き・保科温泉行き、[48]金井山行き・金井山経由松代温泉行き  
「市役所前」バス停で下車、道路を渡ってすぐ(乗車時間約5分、徒歩約1分)  
■中心市街地循環バス「ぐるりん号」(一方循環)  
「市役所入口」バス停で下車、長野大通りを長野駅方面へ戻り、「市役所前駅」交差点を左折。国道19号(昭和通り)を緑町方面へ進む(乗車時間約5分、徒歩約5分、約300m)。  
※一車両進方向

R4.「おひとりさま」あんしんサポート事業イメージ図（案）



## 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の構想について（案）

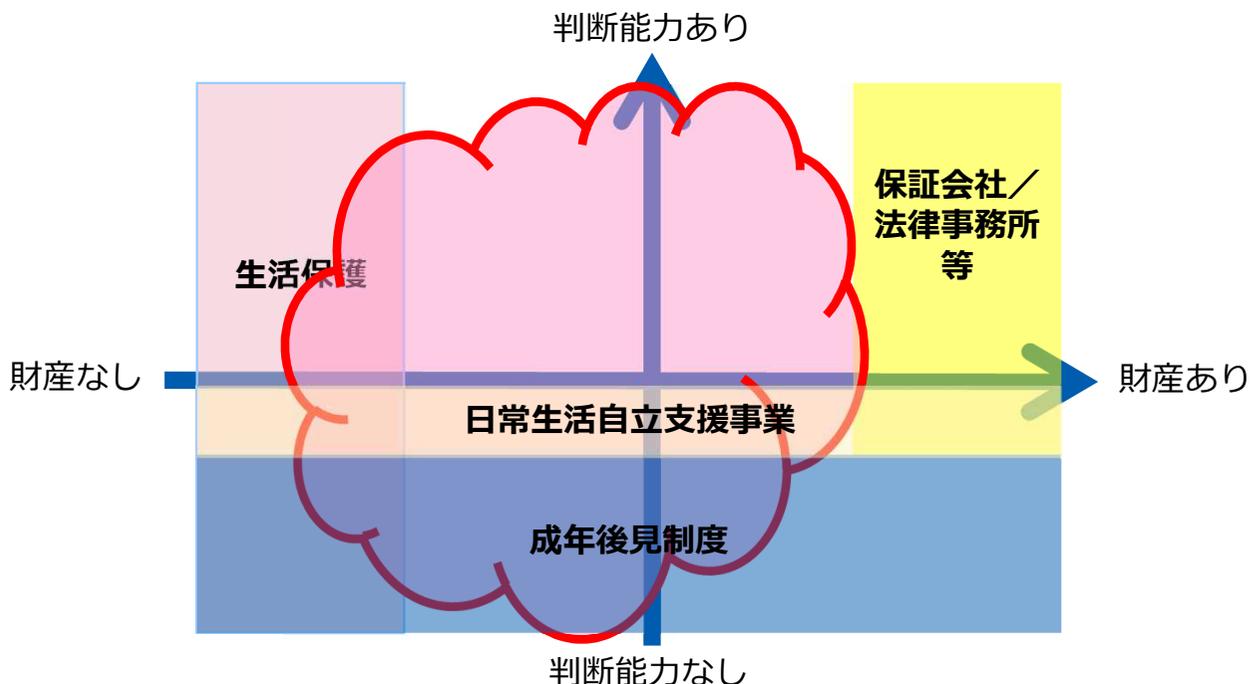
---

令和4年4月19日  
豊田市福祉部  
福祉総合相談課

- 豊田市では、企業城下町として発展してきた都市特性のため、**親族等が遠方で頼れない市民や高齢者単身世帯など身寄りのない市民**が多く存在しており、これまで家族が担ってきた金銭管理や生活支援など**権利擁護支援の多くを成年後見制度の利用促進により対応**してきた。
- 今後も増え続ける身寄りのない市民が豊田市で安心して暮らしていくためには、成年後見制度だけで対応していくことは難しく、**成年後見制度以外の権利擁護支援策を検討**していく必要がある。
- 国にも先駆けて「権利擁護支援の推進」を計画に位置付け、権利擁護支援の取組を進めてきた本市の優位性を活かして、**新たな権利擁護支援のしくみづくり**に取り組んでいく。

## 対象者の潜在値

- 同志社大学永田教授作成資料を参考に、身寄りによる支援に課題を抱える可能性がある人を豊田市で推計した結果、高齢者や障がい者のうち約**6,000~6,500人**が対象になると考えられる。



身寄りによる支援に課題を抱える可能性がある人のイメージ  
(同志社大学永田教授作成資料を参考に一部改変)

## 対象者の課題

- 医療の説明を本人以外に聞く人がいない
- 緊急連絡先や身元引受人がいない
- 金銭管理をする人がいない  
(身体が動かない人の預金の引き出し、現金の保管、支払いなど)
- 衣類、日用品の買い出しができない、家から荷物を届ける人がいない  
(身寄りのない市民への支援あり方検討部会より)

## 現状の対応策

- 家族、親族、会社の同僚などの支援
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見制度

新たな支援策が必要

- 豊田市では、今後増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで成年後見制度に求められてきた「財産管理・意思決定支援・適切な支援の管理」等の支援を性質ごとに分解し、多様な主体が特性を活かして各支援を分担・連携するしくみづくりの検討に着手。
- 令和4年度からは、「豊田市地域生活意思決定支援事業」として、身寄りのない方への支援としてニーズの高い「生活基盤支援サービス」と、本人の力の活用及び地域住民の社会参加も想定した「意思決定支援」の組合せによる取組を試行していく。

○ 地域生活の基盤となる日常的行為に必要な支援を行う。  
(契約 ⇄ 応益・応能負担)

### 生活基盤サービス事業者

- ①金品管理（軽易な送達を含む）
- ②利用料等支払い支援
- ③緊急連絡先対応
- ④葬儀
- ⑤残存家財の撤去



本人

### 豊田市地域生活意思決定支援事業 を通じたチーム支援



### 意思決定支援サポーター（仮称）

- 同じ市民として、本人を見守り、本人の望む生活について一緒に話し合い、一緒に考える役割。
- 意思の実現に向けた支援も実施（書類の提出や、預金の引き出し・購入の同行など）。

意思決定支援

### 委員派遣

### 権利擁護管理委員会

※成年後見制度・権利擁護支援・金銭管理に精通した専門職で構成する。  
※支援会議の1つとして開催

### 事業実施のしくみを構築

豊田市

- 一定時期ごとに金銭管理の履行状況の確認。
- 本人にとって重要な意思決定支援を行う際の対応。（金額が一定規模以上の契約や入院・入所手続きの検討など）
- 本人意思との相違・履行状況の疑義が生じた際の対応。（金銭等の管理状況の確認など）  
※必要に応じて、聴き取り、記録書類の確認。

- 本人の状況次第で、以下の進言を行う。
  - ・豊田市に市長申立ての実施
  - ・豊田市成年後見支援センターに本人申立ての支援

#### 【事業者向け】

- ①事業所指定（+損害賠償保険加入）
- ②実地指導・調査等

#### 【本人向け】

- ①申請受付
- ②支給決定

#### 【サポーター向け】

- ①登録（+損害賠償保険加入）
- ②豊田市成年後見支援センター委託を通じた活動支援

# 豊田市で地域住民等の参加・共働により意思決定支援を進めるための 「（仮称）意思決定サポーター」養成イメージ（案）

- 豊田市では、「とよた市民後見人の育成・共働」を通じ、市民による意思決定支援の推進など権利擁護支援体制の広がりを見せている。その他、在宅療養の推進によるアドバンスケアプランニングの浸透、市民福祉大学による地域福祉教育などの取組も進んでいる。
- この地域住民等の参加という豊田市が有する特性を活かしつつ、さらに意思決定支援を推進するため、サポーターとして関わっていただけの方の養成と、サポーターが「豊田市地域生活意思決定支援事業」で活躍できるようにするための支援に取り組んでいく。
- なお、本事業ではサポーターの養成の視点だけでなく、豊田加茂医師会の協力を仰ぎながらACPの内容も含め、豊田市において意思決定支援や権利擁護支援の重要性などを広く浸透させるため、理解の裾野を広げる活動としても取り組んでいく。



## （仮称）意思決定サポーター

- 同じ市民として、本人を見守り、本人の望む生活について一緒に話し合い、一緒に考える役割。
- 意思の実現に向けた支援も実施（書類の提出や、預金の引き出し・購入の同行など）。

○市民後見人バンク登録待機期間中の活動や両方の要件を満たすことで、本人の判断能力低下後に、同じ方が市民後見人として引き続き、支援に関わることも可能。

### 意思決定支援追加研修

○とよた市民後見人養成講座の修了生で意思決定サポーターとしての活動も希望する方

### とよた市民後見人養成講座

### 豊田市意思決定サポーター養成講座

○受講後、次のステップとして、サポーターではなく、意思決定支援や権利擁護支援の視点を持ちながら、参加者が望む様々な活動をしていただくことも応援

- ・ 家族として、家族のケアや人生会議に関わること
- ・ 施設や病院ボランティアとして活動すること
- ・ 御自身の仕事に活かすこと

○「とよた市民後見人養成講座」の受講者拡大も想定

### とよた市民のための意思決定支援基礎勉強会

※意思決定支援の重要性を広く浸透させることから、ACPの内容を含める方向性としたため、豊田加茂医師会とも緊密に連携する想定。

○家族との関わり、仕事としての活動、認知症サポーター・とよた市民福祉大学・とよたシニアアカデミー・各種啓発事業などを通じて、さらなる地域での活動や、意思決定支援に関心を持つ方

# 持続可能な 権利擁護支援 モデル事業（案）

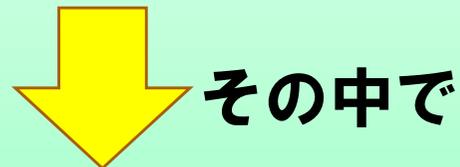


# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 事業背景

成年後見制度利用促進基本計画期間に2025年を迎え、認知症高齢者等の増加が見込まれるなど、高まる成年後見制度の利用等ニーズに対応できる体制整備が必要

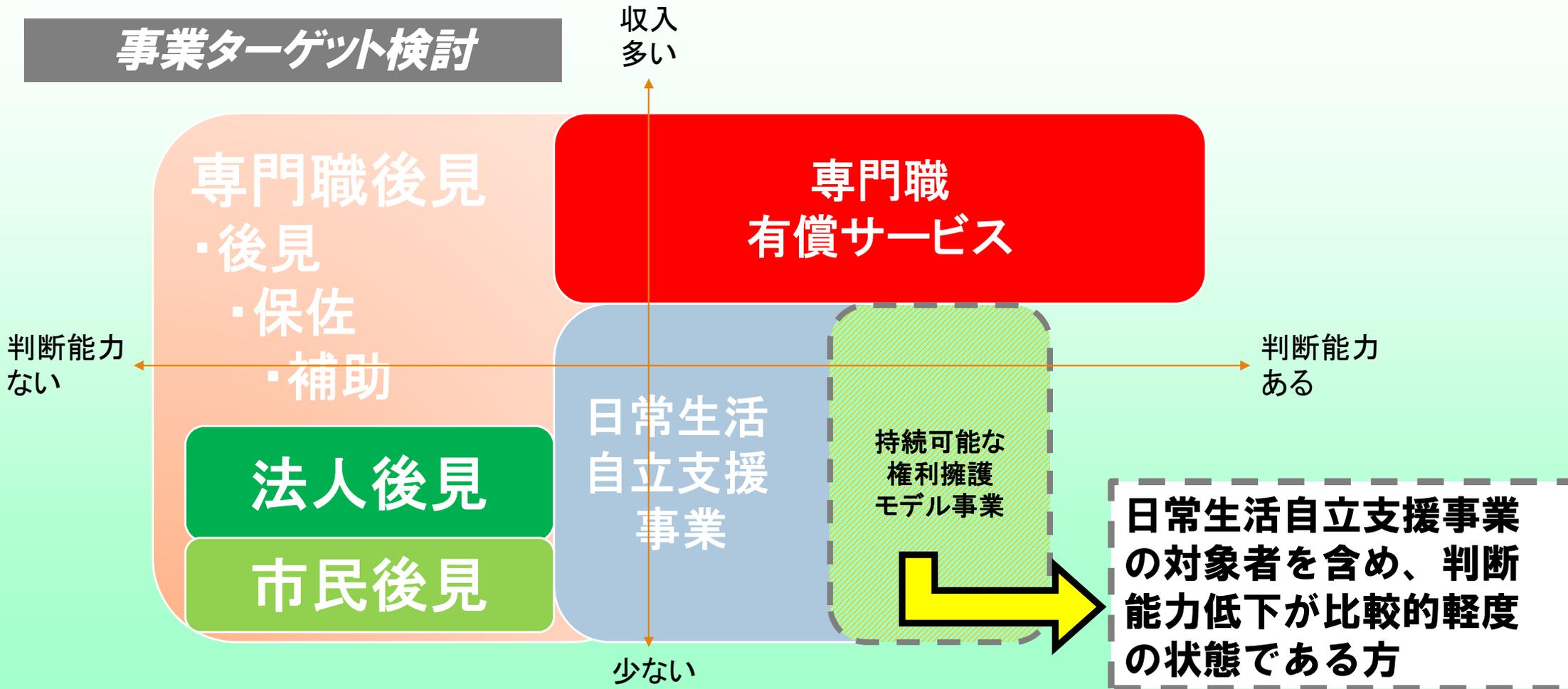
市の中核機関が中心となって地域連携ネットワークを構築推進するとともに、互助・福祉・司法の3つの支援の機能強化と関係者間の連携・協力体制の強化を図り、持続可能な権利擁護の推進が求められる



国は新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施を計画に盛り込んでいる中で、本市で出来ることはないかと検討を開始

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 事業ターゲット検討



# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 現各制度・事業との比較

	成年後見制度	日常生活自立支援事業	持続可能な権利擁護 モデル事業
所管庁	法務省	厚生労働省	八尾市
法的根拠	民法等	社会福祉法	なし
援助者	成年後見人等	市社会福祉協議会	簡易財産管理→市社協 見守り→(仮称)見守り隊
監督機関	監督人	府社会福祉協議会	市社会福祉協議会
費用	報酬について 本人の財産から支弁	所得税額に応じた負担	無償 (一部有償サービスを検討)
申込先	家庭裁判所	市社会福祉協議会	市社会福祉協議会

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 八尾市の現状課題

①市民後見人バンク登録者をしてしても受任できない(待機期間が長い)。  
(待っている間に年齢条件が合わず退任される方もいる。)

②市民後見人終了者もまだまだ現役で活動できるが、活躍できる機会がない。

③日常生活自立支援事業利用者が年々増えてきており、待機や利用できないケースが増えてくる可能性がある。

④日常生活自立支援事業の対象でないと、金銭管理や身上保護を行ってくれる他のサービスがない。

⑤本人の金銭管理ができず、適したサービスがないので事業者が関わらざるをえないケースがある。

市民後見人  
における課題

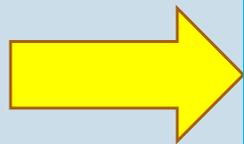
日常生活自立支援  
事業における課題

その他  
課題

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

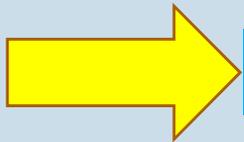
## 市民後見人における課題に対して

①市民後見人バンク登録者の待機期間が長い。  
(待っている間に年齢条件が合わず退任される方もいる。)



①市民後見人バンク登録者の待機中に後見人活動にもつなげる事業があつたらなあ

②市民後見人終了者もまだまだ現役で活動できるが、活躍できる機会がない。

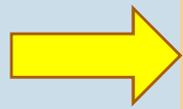


②まだまだ元気な後見人終了者が活躍できる場があつたらなあ

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

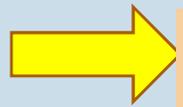
## 日常生活自立支援事業における課題に対して

③日常生活自立支援事業利用者が年々増えてきており、待機や利用できないケースが増えてくる可能性がある。



③日常生活自立支援事業を利用するかしないかの狭間にいる人を支援できる事業があれば少しでも多くの人を支えることができる。

④日常生活自立支援事業の対象でないと、金銭管理や身上保護を行ってくれる他のサービスがない。

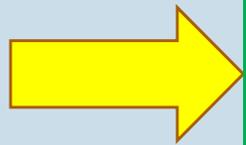


④日常生活自立支援事業まではいかない予防を含めた見守りサービスがあつたらなあ

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

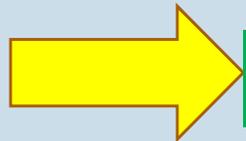
## その他課題に対して

⑤本人の金銭管理ができず、適したサービスがないので事業者が関わらざるをえないケースがある。



⑤事業者等が関わらずとも行える金銭管理等を行うサービスがあればいいのになあ

## その他検討事項



多様な主体が参画できるような取組があればいいのに

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

あったらいいのを形に

八尾市の課題から見えてきた、あったらいいのを形に



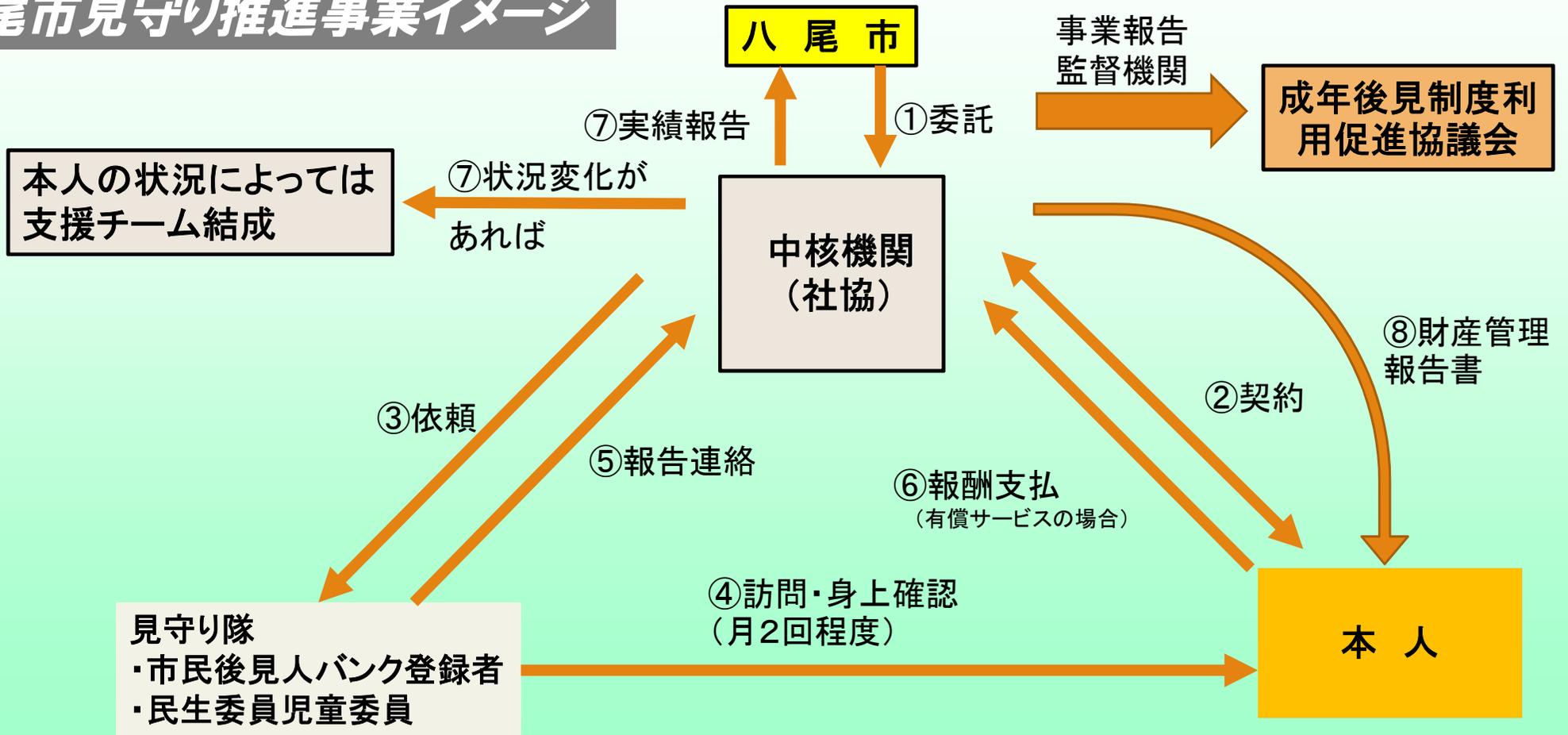
八尾市版持続可能な権利擁護支援事業



多様な主体が参画する簡易金銭管理・見守り推進事業(仮)

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 八尾市見守り推進事業イメージ



# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 事業のポイント①

市民後見人バンク登録者、後見人OBを見守り隊に活用



バンク登録待機者のモチベーションを維持  
後見人OBの活躍の場の創設

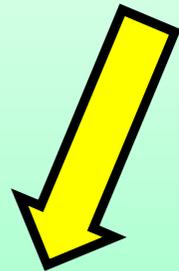


事前に身上保護を実施することで、後見人受任した後も  
活動がやりやすくなる

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 事業のポイント②

日常生活自立支援事業を住み分けをすることで、今後増え続ける利用者を分散させることができる、また日常生活自立支援事業が利用できない人にも活用できるようになる



必要な人に必要な支援を提供できる

日常生活自立支援事業の対象から外れる方であっても  
今後は心配な方も利用することで安心して

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 事業のポイント③

当初は八尾市社協が中心となってモデル的に実施をする



圏域を分けることでより、地域に密着させることができる



スキームをブラッシュアップし、多様な主体の参画により、圏域を分けてきめ細やかな対応をする

○令和4年度 権利擁護支援モデル事業説明会 モデル事業

簡易な金銭管理等を通じ、中核機関の機能拡充と地域生活における意思決定を支援する仕組みづくり

緊急事務管理事業について（神奈川県藤沢市）

（現状）

当市においても、他自治体と同様、日常生活自立支援事業、成年後見制度申立てに限らず、権利擁護支援に関連した相談件数が年々増加している現状がある。

市長申立てについて相談ケースのうち、成年後見人等選任までの間、金銭管理支援を行う者がおらず、ケアマネジャー等の支援関係機関がやむを得ず行っているケースも少なくない現状がある。

そこで、「簡易な金銭管理等を通じ、中核機関の機能拡充と地域生活における意思決定を支援する仕組みづくり」として、緊急事務管理事業（以下、当事業）を実施したいと考えている。

中核機関としての権利擁護支援の機能強化として当事業実施することを検討している。（中核機関は藤沢市社会福祉協議会あんしんセンターに委託）

（実施内容について）

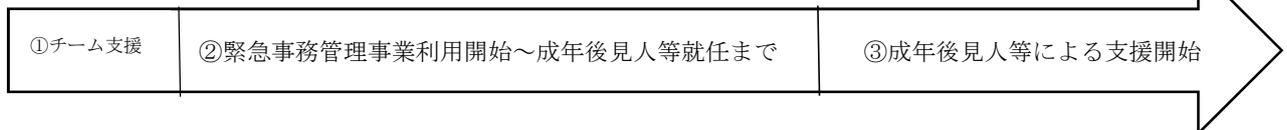
令和4年度については、次の要件を満たした方とする。（今後の支援を通じて、要件については変更することはあり得る。）

- (1) 市内に住所を有すること
- (2) 判断能力が十分でないため、金銭管理等が困難であること
- (3) 支援する親族がいないこと、又は親族による支援が望めないこと
- (4) 成年後見制度申立てを予定していること

上記の通り、成年後見制度申立てを行い、成年後見人等選任までの「緊急」的な「期間限定」の支援を行うこととする。

（例）金銭管理をしていた唯一の親族が先に亡くなり、ケアマネジャーがやむを得ず通帳等を預かった場合の支援について

～切れ目のない権利擁護支援を行うために～



①

支援者が中核機関に相談。中核機関職員が聞き取りを行う。必要に応じて、専門士業と本人宅を訪問。本人からの希望も伺い支援策について、チームで検討を行う。

当事業利用のため、市に相談。（市長申立て依頼含む）

市長申立て判定・検討会議にて当事業の利用について検討を行う。

②

当事業利用に向けて、具体的な支援策を中核機関・市で協議

市長申立てに向けて準備を行う。当事業利用に課題があればチーム支援や成年後見人等の適切な士業についてマッチング支援機能も活用

③

成年後見申立て→成年後見人等選任後も必要に応じて中核機関として後方支援を行う。

# <黒潮町> R4年度 権利擁護センター等の取組みについて

## … 取組み …

### **I. 中核機関の役割** ▶事務局：町 ※委託予定先(社協)

内外部の相談体制、地域連携ネットワークの構築・強化

◆司令塔機能 ◆事務局機能 ◆進行管理機能

※その他：障がい分野(64歳以下の方等)に関する庁内外連携・協働など

### **II. 権利擁護支援センターの役割** ▶委託先：社協

基本業務等、町(主に福祉係・包括)が随時サポート

#### <基本業務>

1. 広報・啓発：①広報(制度や相談窓口) ②研修や講演会等(地域住民・事業所等)

2. 相談・支援：①相談受付(支援内容の方向性、後見ニーズの見極め、町長申立の判断)  
②ケース検討会の開催

3. 利用促進：①市民後見人の養成 ②申立の相談・支援

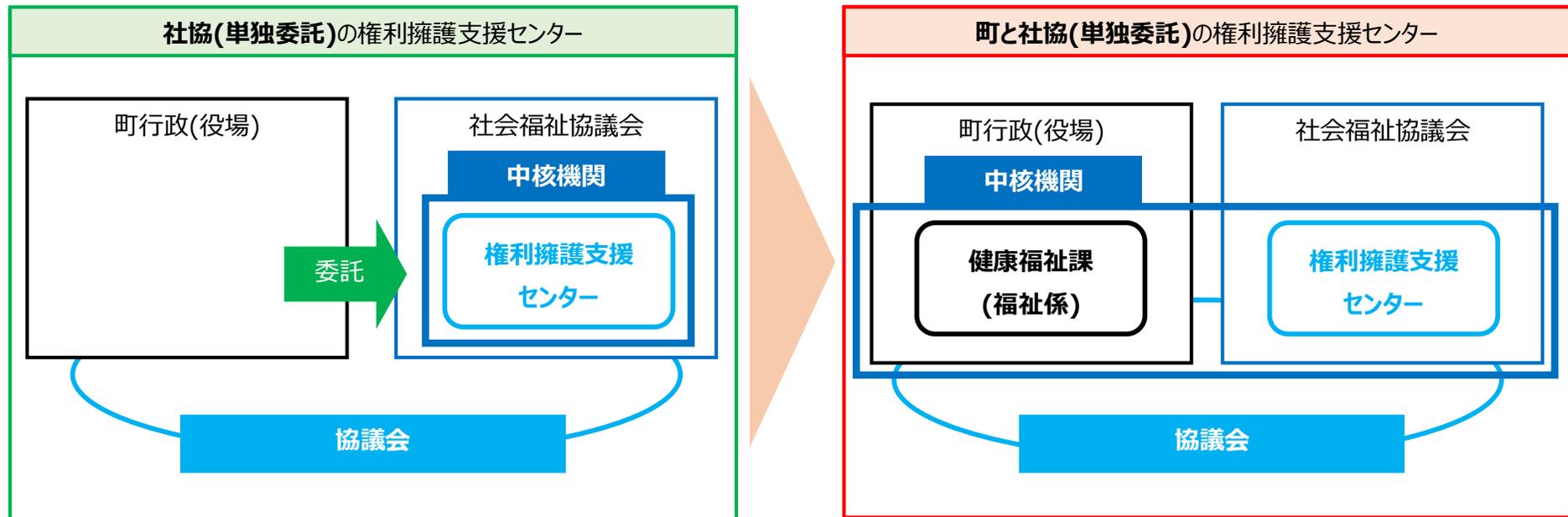
4. 後見人支援：①後見人からの相談 ②家庭裁判所等との連携

※その他：緊急事務管理の事務、日常生活自立支援事業の専門員、法人後見に向けた準備など

# <黒潮町> R4年度 権利擁護センター等の整備について

## … 整備イメージ …

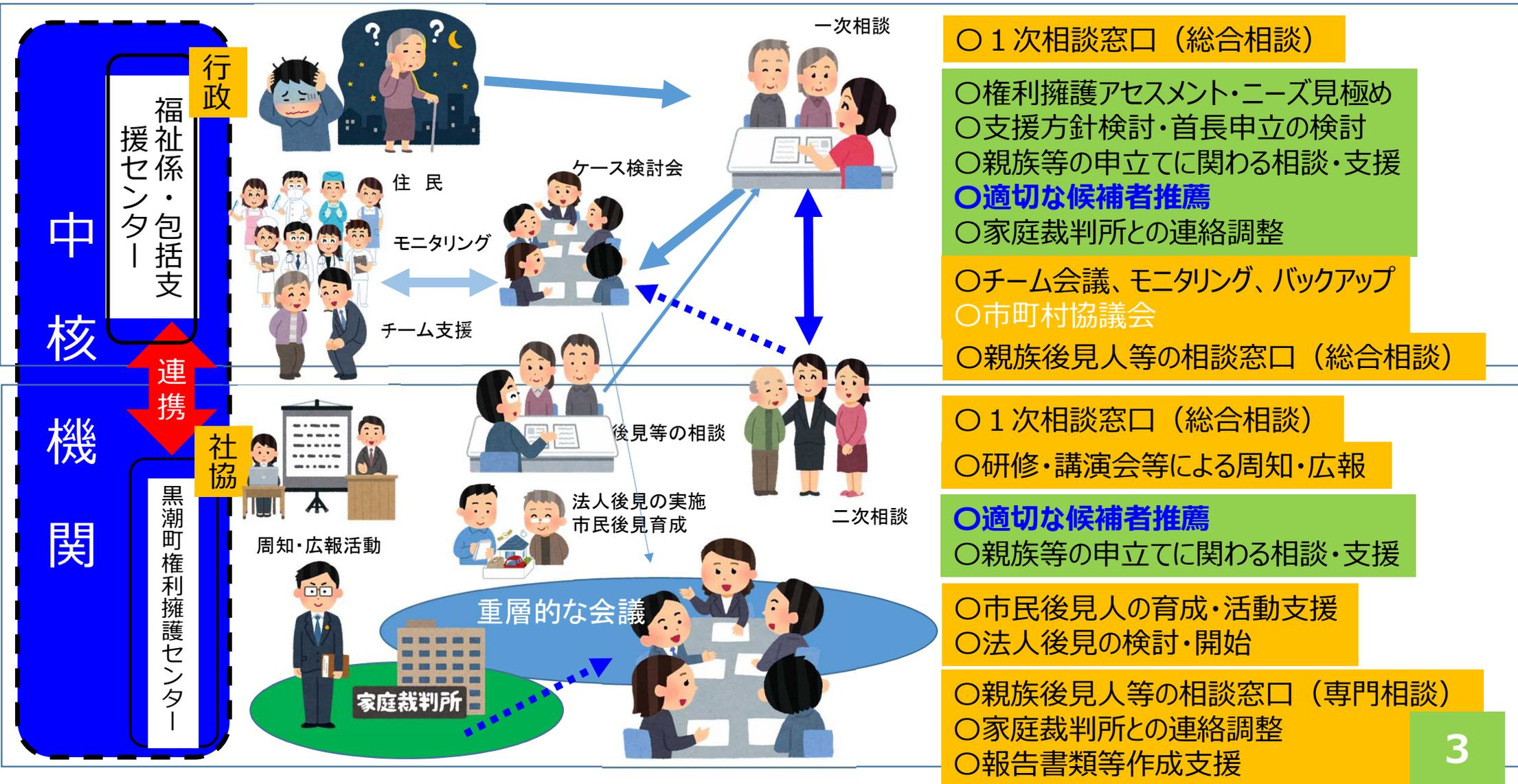
◆中核機関の整備パターン(再イメージ) ※参照：H31(2019).3 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き、一部加工



※中核機関及び事務局 = 社協

※中核機関 = 町と社協、事務局 = 町

## 中核機関と権利擁護センターの業務分担（目標）



### ○ 1次相談窓口（総合相談）

- 権利擁護アセスメント・ニーズ見極め
- 支援方針検討・首長申立の検討
- 親族等の申立てに関わる相談・支援
- **適切な候補者推薦**
- 家庭裁判所との連絡調整

- チーム会議、モニタリング、バックアップ
- 市町村協議会

### ○ 親族後見人等の相談窓口（総合相談）

### ○ 1次相談窓口（総合相談）

- 研修・講演会等による周知・広報

### ○ 適切な候補者推薦

- 親族等の申立てに関わる相談・支援

- 市民後見人の育成・活動支援

- 法人後見の検討・開始

### ○ 親族後見人等の相談窓口（専門相談）

- 家庭裁判所との連絡調整

- 報告書類等作成支援

## 権利擁護支援体制構築モデル事業（寄付文化の創造モデル事業）

長野県健康福祉部地域福祉課

- 1 課題 意思能力が低下している方への意思決定支援の過程において、権利擁護支援に取り組む団体には利用者から利益相反関係が生じる可能性のある寄付の申し出や、恣意的な本人意思の解釈による寄付の強要等の報告が複数寄せられている。
- 2 目的 増大する権利擁護支援ニーズに対応するために、今後多様な権利擁護支援団体の参画を促すにあたり、寄付の受け入れや分配に関するルールを検討し、持続可能な権利擁護支援体制の構築に取り組む。
- 3 実施主体 長野県（社会福祉法人長野県社会福祉協議会への委託により実施）
- 4 事業内容
  - (1) 寄付等の受入体制構築に向けた検討会の開催

公益信託をはじめとした多様な寄付受け入れの方法を模索し、長野県にあった体制づくりを目指して寄付等の受入体制構築検討会を開催する。
  - (2) 利益相反を防止する資金配分方法の検討会の開催

本人の遺志を尊重した支援が必要になる場面に際して、本人意思の確認のためのルール作りや専門家による監査体制の構築、寄付によって集められた資金の適切な配分方法の検討を行う。
  - (3) (1)・(2) を実施するための実態調査やヒアリングの実施

上記検討会を開催するために必要な調査やヒアリング、関係団体との協議、情報収集等を行う。
  - (4) 寄付金の受入体制及び配分事務に向けた体制構築

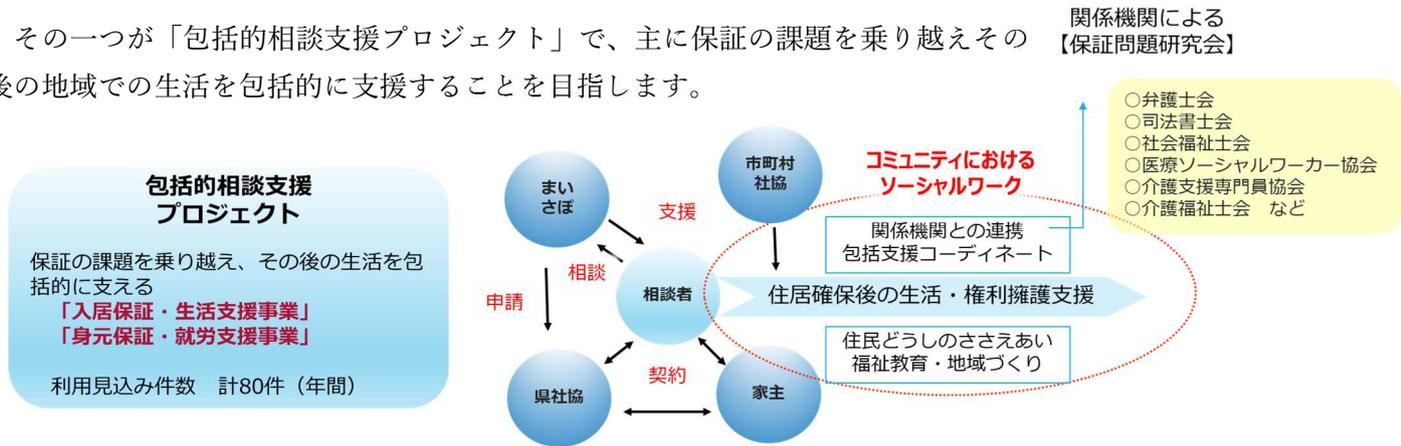
検討結果を踏まえ、長野県内で寄付の受入から配分が行えるような体制を構築する。
- 5 予算額 937 千円（委託費）

## 長野県における寄付文化の創造モデル事業の展開

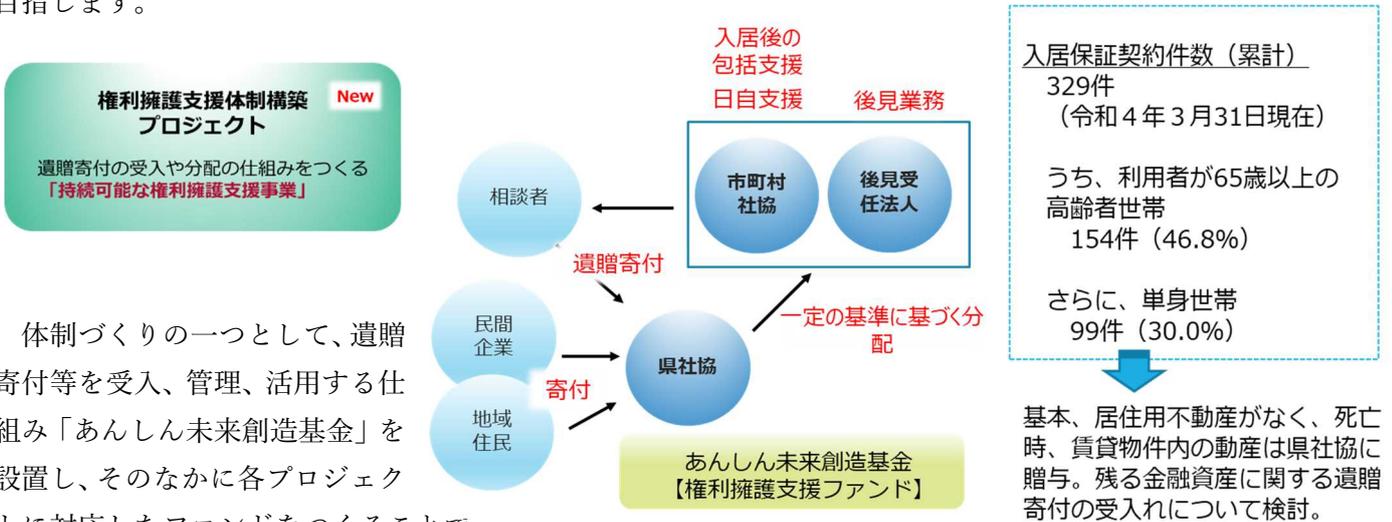
(令和4年4月19日「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体説明会用資料)

長野県では地域福祉活動計画の実践目標として、新たな「あんしん」支援の創造拠点として、「あんしん未来創造センター」の設立を掲げています。あんしん未来創造センターでは、いくつかのプロジェクトを設置し、地域生活課題の改善、解決に向けた研究と実践を行います。

その一つが「包括的相談支援プロジェクト」で、主に保証の課題を乗り越えその後の地域での生活を包括的に支援することを目指します。



包括的な相談支援を展開するにあたり、地域での暮らしを支え続け、その最後も本人意思が尊重されるよう総合的な権利擁護支援を行うための体制づくりを「権利擁護支援体制構築プロジェクト」として目指します。



体制づくりの一つとして、遺贈寄付等を受入、管理、活用する仕組み「あんしん未来創造基金」を設置し、そのなかに各プロジェクトに対応したファンドをつくることで、県内における寄付文化の創造に取り組めます。

この基金には、運営委員会を設置するとともに、権利擁護支援ファンドには特別検討会を設置し、公平な分配のための客観的な団体評価基準づくりと具体的な分配決定を行います、

なお、この検討会には、本県で設置する権利擁護支援戦略会議のメンバー（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の代表者）の他、学識者や経済団体関係者に参画していただく予定としています。

